

## 第9回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年12月9日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 山下 和子 委員		3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(1名)	2番 蔵本 孝広 委員			
推進委員(7名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(1名)	16番 井坂 正昭 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第38号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第39号議案 非農地の現況証明について 第40号議案 農用地利用集積計画の決定について 第41号議案 農用地利用配分計画の策定について 第42号議案 令和5年農業労働賃金標準額の決定について 第43号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報告事項				

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 議事 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局</p> <p>山田委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長）  （議長）</p> <p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、令和 4 年度 第 9 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号 11 番の山田隆雄委員でございます。よろしくお願い致します。</p> <p>（農業委員会憲章の唱和）</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは総会の開催にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願いします。</p> <p>（長谷川会長あいさつ 中略）</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 11 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により会長が議長となります。ではお願いします。</p> <p>それでは議長として会を進行させて頂きます。</p> <p>本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>日程 2 番、「議事録の署名委員の指名」についてを議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして議長において指名することに、皆さんご異議はございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>ご異議なしと云う風に判断させて頂きます。それでは議事録署名委員には 3 番の横川力委員、そして 4 番の山上真治委員。両名を指名致します。なお会議書記には、事務局の方へお願いを致します。</p> <p>次に日程 3 番、議事に移ります。</p> <p>議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p>

	議長	<p>次のとおり、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は2-1頁)</p> <p>番号1 譲渡人は、はわい長瀬●●。譲受人は、引地●●。土地の所在、大字引地——。地目は台帳・現況とも田、利用状況 田。面積は3,028㎡であります。</p> <p>権利取得後の経営面積は353アールで、売買による所有権移転です。位置図は本冊頁をめくって頂き2-1であります。引地集落の東側で、①として申請地を赤囲いしています。こちらが案件番号1の場所です。ちなみに②は案件番号2の場所でございます。</p> <p>すみません、また頁を戻って頂きまして。</p> <p>(資料は2-1頁)</p> <p>番号2 譲渡人は、引地●●。譲受人は、番号1と同じく引地●●。土地の所在、大字引地——。地目は台帳 田・現況 畑、利用状況 畑。面積は206㎡であります。</p> <p>権利取得後の経営面積は355アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>(資料は2-2頁)</p> <p>番号3 譲渡人は、田後●●。譲受人は、田後●●。土地の所在、大字田後——。地目は台帳 田・現況 畑、利用状況 畑。面積は189㎡であります。</p> <p>権利取得後の経営面積は45アールで、農用地区域外の贈与による所有権移転でございます。位置図は本冊頁をめくって頂き2-2であります。図面の右側には田後こども園が見えております。申請地の上側に一筆挟んで細い道がありますが、これは田後神社の参道でございます。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑は無い様でございますね。それでは質疑は無しと云う風に認めます。</p> <p>これで質疑を終結し、これより採決を行います。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請」に対する可否の決定についてを採決します。</p> <p>原案のとおり、本申請を認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
--	----	---

<p>議案第 39 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長)  事務局</p>	<p>《全員挙手》 全員が挙手であります。よって議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおりに可決を致します。</p> <p>次に、議案第 39 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは、説明をお願いします。</p> <p>議案第 39 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁、資料 1 の 1 頁と 2 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、上浅津●●。土地の所在、大字橋津——と橋津——。地目は何れも台帳 畑、現況 原野。面積は 57 m<sup>2</sup>と 61 m<sup>2</sup>。</p> <p>こちら、平成元年に現住所に移り、その時から交通の不便さなどにより土地の管理が出来なくなったと云うものであります。</p> <p>頁をめくって頂き 3-1 が航空写真の位置図。それから現地の写真は資料 1 の 1 頁であります。現地の写真ですけども、申請地の北側の、宅地から南を向いて撮影しております。それから 2 頁が公図であります。</p> <p>また、本冊 2 頁に戻って頂いて。</p> <p>(資料は 3-2 頁、資料 1 の 3 頁と 4 頁)</p> <p>番号 2 申請人は、はわい長瀬●●。土地の所在、はわい長瀬 議案書記載の 3 筆で、地目並びに面積も議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの 3 筆は、申請人が相続する以前、20 年以上前から駐車場として利用されているものであります。</p> <p>本冊頁をめくって頂き 3-2 が航空写真の位置図。図面の右側に長瀬のお寺が見えております。それから申請地の南隣に見えるのは公園であります。それから資料 1 の 3 頁目がこちらの、番号 2 の現況写真。ご確認を頂けますか。そこ、3 筆に分かれておって、1 枚、広っぱになっております。それから資料 1 の 4 頁目が公図であります。</p>
----------------------------------	--------------------------	--

	<p>議長</p> <p>横川委員</p> <p>議長</p> <p>山上委員</p>	<p>また本冊、戻って頂きまして、今度は番号 3 です。</p> <p>(資料は 3-3 頁、資料 1 の 5 頁と 6 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、埴見●●。土地の所在、大字埴見——。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 2,818 m<sup>2</sup>です。</p> <p>平成 3 年以降、畑の管理が困難となり山林化したものであります。</p> <p>頁をめくって頂き 3-3 が航空写真の位置図です。見えてる集落が埴見の集落。埴見の集落の東側と云う事でございますね。丘陵地の中腹あたりと云う位置関係です。</p> <p>それから資料 1 の 5 が現地の写真。ちょっとね、色んな所から写真を撮ると云うのが難しい場所ございましたので、1 枚しか写真は撮っておりませんが、赤い線の上側が申請地でございます。それから頁をめくって頂いて、最後の頁 6 頁が公図でございます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。それでは引き続き調査委員による現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>それでは申請番号 1 番の案件を、3 番の横川力委員より現地報告をしてください。</p> <p>はい。現地確認の報告をさせていただきます。</p> <p>本日 13 時 15 分から長谷川会長、それから土海職務代理。それから山上委員。それから山下推進委員と事務局 2 名と、私、横川で。合計 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>1 番の案件、3-1 頁の位置図を見て頂けますでしょうか。資料 1 の方は 1 頁です。自動車を横付けできますが道が無く、農地としての復元が出来ても引き続き農地として維持して行く事は極めて困難な場所だと、委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>それでは、申請番号 2 の案件を、4 番の山上真治委員より現地の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。番号 2 の現地確認の報告をさせていただきます。</p> <p>資料の 3 頁をご覧ください。隣は公園になっておりまして、車が止めてある道向かいの方は先日申請のあった所で、宅地が造成されております。</p> <p>20 年以上に亘って駐車場として利用されており、周りは公園であったり宅地であり、農地として復元が出来ても引き続き農地として維持して行く事は極めて困難だと云う事で、委員全員で確認致しました。以上です。</p>
--	---	---

	<p>議長 山下昇推進委員</p>	<p>次に、申請番号 3 の埴見の案件ですね。この案件を 15 番の山下昇委員より、現地報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>それでは報告致します。3 番の件ですけども、まず図面は本冊の 3-3 を開いてください。赤いペンで囲ってある所、ここが現地の図面でございます。</p> <p>それから写真は資料 1 の 5 頁です。5 頁に 1 枚写真が載っています。説明がありました様に、赤い線から上の位置になります。</p> <p>この地域はですね、現地は 20 年以上に亘り畑として管理されてなく山林化しております。農地に復元するのは困難な状況なので、非農地として認めることに問題は無いと委員全員で確認をしました。以上です。</p> <p>ご苦労様でした。以上で調査委員による報告を終わります。</p> <p>これより一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑はございませんか。それでは質疑は無しと認めます。これより可否決定についての採決を行います。</p> <p>まず申請番号 1 番。案件番号 1 つずつ皆様方に採決を行います。</p> <p>まず申請番号 1 番、この案件を原案のとおり可とする事に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 2 の案件を原案どおり可とする事に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 3 の案件を原案のとおり可決する事に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 39 号「非農地の現況証明」については、原案のとおり可決されました。</p>
<p>議案第 40 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。</p> <p>それでは事務局より、総括から説明してください。</p> <p>議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p>

		<p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 4 年 12 月 15 日であります。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>資料の 2 をお願い致します。今日は別冊にしております。資料 2、1 頁目。利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は 借人 52、貸人 89。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 3 件で 6,797 m<sup>2</sup>、3 年以上 6 年未満が 55 件で 101,561 m<sup>2</sup>、6 年以上 10 年未満が 15 件で 40,174 m<sup>2</sup>、10 年以上が 19 件で 74,032 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 175,141 m<sup>2</sup>。転作田として利用が 4,372 m<sup>2</sup>。樹園地として利用が 31,763 m<sup>2</sup>。普通畑として利用が 11,288 m<sup>2</sup>で、利用権設定面積率は 1.752%であります。</p> <p>12 月末が契約の切れ目になりますので更新手続きと、それから耕作者変更による新規契約と云う事で件数が多くなっております。</p> <p>特筆すべき案件と致しましては裏表紙の最後の頁、整理番号 91 番でございます。</p> <p>この 5 筆ございますけれども、元々、相対の利用権設定がしてあったんですが、土地所有者から「筆ごとに利用権設定の終期がバラバラなため、同じに揃えたい。」との希望がありまして、それならばと云う事で中間管理事業へ切り替えを促したものでございます。</p> <p>以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>この度は利用権設定面積 22 町、196 筆ですね。ボリュームが結構ございますが、皆さん、この各筆明細をご覧頂きますとですね、質疑がございましたら、どうぞ挙手の上ご意見を言ってください。どうぞ。質疑はございますか。暫く時間を取りたいと思います。</p> <p>どうですか、何かお尋ねはございませんか。</p> <p>そうしたら、ちょっとこれ、207 番あたりの。これは、私の方からちょっと、尋ねるけども。1 年と云う風な契約なんだけども、試しにやってみようかと云う様なことかな。</p> <p>回答致しますと、詳しいことは伺ってないですけど、普通に 1 年だったら「試しに」と云う事であろうかもしれませんが、物によって連作が難しい作物だったら、取り敢えず 1 年だけと云う</p>
議長		
事務局		

	<p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p>	<p>事はあるかもしれませんが。この場合は、多分試しに借りるかと言う事でないかと思われます。確認はしてないです、これは。</p> <p>来年1年か。</p> <p>皆さん、こう言う風に何かお気づきの点がありましたらどうぞ。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>はいどうぞ、清水委員どうぞ。</p> <p>良く分らないのですが、沢山あるんですけど。183番とかね、185とか237とか。利用権設定を受ける者と利用権を設定する者とが番地が一緒と言う事は、親子関係なんですか。</p> <p>ちょっと私、質問の意味が良く分からないんですけども。もう一度、ちょっと皆さんに。</p> <p>例えばですね、183の羽衣石の。4頁です。●●さんとかが設定を受ける方で、する人は●●さんで同じ番地なんですよ。こう言う関係って言うのは。何でこう言う事になってるのか。</p> <p>ただ今のご質問は、住所が一緒のヤツは基本的に親子さんです。右の欄外に書いておりますけども、年金の更新と言う事で書かせて頂いております。</p> <p>経営移譲年金を貰うために、その世帯の後継者に土地の名義を全て移して耕作を譲ったと。そう言う形態をとるために、要するに経営はやってないですよと。後継者に全て経営権を譲りましたよと云うための手続きをされております。</p> <p>経営移譲年金を貰うためには必ず必要な手続きで、そう言う事で親子で。まあ親子なんですけども、第三者と言う事もして良いんですが通常は親子でやります。</p> <p>と云う事でこの、整理番号183、それから整理番号が185、それと整理番号203ですね。と云う事で同一世帯の中でね、こうやって契約を結んでいच्छゃると云う事で。</p> <p>これはあくまで経営移譲年金の受給のための、経営権を継承してますよと云う、そう言う手続きの一環で出て来てる契約でございます。</p> <p>単純に贈与しちゃえば良いのと思うんですけど。面倒くさい事をするですね。</p> <p>当然贈与も出来ますけど、普通に贈与すると贈与税が掛かっちゃいますよね。多分沢山土地を持っておられる方については。</p> <p>されても良いんですけど、お金掛けずに「どうせ自分が死んだら相続で名前を変えることになるから。」と云う事で、貸し借りの契約でそれを済ませちゃう。中にはもちろん名義を変えら</p>
--	---	--



	<p>清水委員 議長 清水委員 議長  清水委員 議長  事務局         議長</p>	<p>れる方は中にはありましたけれども、最近は流行らんですね。</p> <p>昔は生前贈与と云う形で、経営移譲年金を貰うために生前贈与して、尚且つ贈与税の納税猶予と云う制度を活用して「贈与税は納めませんよ。その代わりきちっと農地としてずっと使い続けます。」と云う約束のもとに税金は猶予してもらおうと云う制度を活用して経営移譲をされる方も中にはありましたけども。今は流行らなくなりまして。と云う事です。</p> <p>良く分かりました。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>いわゆる親子間の信頼関係がしっかりと構築されておれば、こう云うやり方の方が良いと云う事ですね。</p> <p>最近はそう云う風になってる。</p> <p>それともう一つは今、事務局が説明しましたけども、10年更新と云う更新はですね、経営移譲の、必ず更新は必要だと云う事です。私等もちゃんと知ってないといけない。それは、そこのところもう一遍。</p> <p>経営移譲年金、10年以上を貸付けをして後継者に渡します。貸してる間に農地転用とかしたら年金が停まっちゃったり返さないといけないと云う場面が発生するかもしれませんし、と云う事があって。</p> <p>それで、更新をしさえすれば良いんですけど。更新をしてずーっと預けておくと云う事で。ただし、条件はやっぱり「大事に農地は守ってくださいね」と云う約束事みたいな話です。</p> <p>先程、何で生前贈与が流行らなくなったかと云ったら、生前贈与で贈与税を納税猶予してもらってますけども、農地として活用していると云う条件で猶予してもらってるんで。そこを農地転用したり荒かしちゃったり、或いは用地買収とかで取られたりした場合には、その猶予が無くなって遡って税金を払わなくてはなりません。</p> <p>そう云う事があるので「遡ってお金を払わなくてはならない事態になるよりは」って話から、生前贈与は流行らなくなったと云う経過もあります。</p> <p>まあそう云う事で、簡単にはそう云う説明です。</p> <p>深堀はして行けば良いんですけど、これ以上まだお知りになりたい方は、また、事務局の方へ</p>
--	---	---

<p>議案第 41 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長)  事務局           議長</p>	<p>訪ねてください。</p> <p>それでは説明が終わりましたので。質疑も終わりました。採決を行いたい。その様に思います。それでは採決を行います。議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 41 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第 41 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>別冊資料 3 をご用意頂けますでしょうか。資料 3 の 2 頁目、頁をめくって頂きまして 2 頁目、利用配分計画各筆明細をご覧ください。</p> <p>(資料は、資料 3)</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受ける者、倉吉市 株式会社●●。権利を設定する農用地は記載の 1 筆で、面積は 1,323 ㎡。設定する権利は令和 5 年 1 月 1 日から 10 年間の使用貸借、水稻の栽培を行うものであります。</p> <p>整理番号 2 権利の設定を受ける者、宮内●●。権利を設定する農用地は記載の 5 筆で、面積の合計は 8,743 ㎡。設定する権利は令和 5 年 1 月 1 日から 10 年間の使用貸借、水稻の栽培を行うものであります。</p> <p>整理番号 2 番は、先ほどの議案第 40 号農用地利用集積計画の最後の頁にありました農地でございます。終期がバラバラだった利用権設定を 1 契約にまとめたものであります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、皆さんの質疑を受けます。どうぞ、質疑をしてください。それでは質疑はございませんか。質疑は無しと云う風に認めます。</p> <p>採決を行います。議案第 41 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認め</p>
--------------------------------------	---	--

<p>議案第 42 号 令和 5 年農業労働賃金等標準額の決定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>ることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 41 号の「農用地利用配分計画の策定」については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 42 号「令和 5 年農業労働賃金等標準額の決定について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 42 号「令和 5 年農業労働賃金等標準額の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、令和 5 年農業労働賃金等標準額について、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 頁と 6-2 頁)</p> <p>標準額の案については、本冊めくって頂き 6-1 頁をお願いします。6-1 頁、こちらが標準額の改正案であります。</p> <p>黄色く着色している項目が昨年と異なる項目であります。</p> <p>草刈り作業につきましては、刈払機だけでなく乗用モアも掲載してほしいと云う要望がありましたので加えております。そして頁をめくって頂き 6-2 が、令和 4 年の標準額と農協から報告のあった令和 5 年の改正案であります。</p> <p>6-1 と 6-2 を見比べて頂きつつ説明をさせていただきます。まず 6-1 で一般農作業はご覧のとおり時間 900 円としておりますが、6-2 頁の農協から提案の人件費については 8 時間 7,000 円、時給に換算すると 875 円となります。</p> <p>それで先方、中部のですね、農業委員会会長協議会がありまして、その中で時給が 900 円以上でないと人が集まらなると云う話題がございました。それで中部では「時給 900 円以上で標準額を設定する方向で」と云う事で話がまとまっております。それを受けて、一般農作業を時給 900 円にしております。</p> <p>また 6-2 頁の方の畔草刈りですけれども、農協の水稻・蔬菜の方からは時間が 1,650 円で報告を頂いておりますけれども、果実の方では草刈りが時間 1,750 円がございました。金額に違いがありましたので、高い方を採用して 6-1 の刈払機による草刈りを時間 1,750 円としております。</p> <p>それで、一般農作業と草刈り作業以外は、農協から挙がって来たものをそのまま掲載しております。</p>
---	---------------------	---

	<p>議長</p>	<p>それから、標準額表の外側にですね、参考として掲載しております JA 東郷果実部 協定賃金表ですが、これまで表を全部付けてたんですけども、袋掛け作業の時給が 900 円を下回っておりますので、6-1 の方では抜粋した表にして袋掛け作業は省かせて頂いています。説明は以上です。</p> <p>今、事務局の方で説明を致しました。内容は、皆さん方ご理解して頂けると思いますが、この中で特筆する所はですね、いわゆる一般農作業が 900 円と云う事でございます。</p> <p>ここの所の作業賃金を上げると云う事は、ある一部の方にとってはですね、経費が嵩むと云う風な見方もございますが、やはりここは農業者の、いわゆる地位向上を図るためにも、やはりしっかりと、農作業と云うのは事務作業とは違いましてかなり労働がキツうございます。しっかりとここは付けて行かなければならんと云う風な事で。中部会長会の方もですね、900 円と云う事をそれじゃあ揃えようじゃないかと云う事をやっておりますけども。</p> <p>取り敢えずは、三朝辺りはですね、ワンクッション置いて既に決定しておる様でございますが、追って今年、来年と、900 円の線をキープしたいと云う風な事で進めているところでございます。</p> <p>そしてもう一つ申しますと、参考の欄。今、事務局説明がございました。JA の協定賃金表でございます。</p> <p>これは便宜上ずーっと。本町は梨処と云う事で、ずっと丁寧に掲載をされて来たと云う風な経緯がある訳でございますが、このご時世でございます。現下の状況を見ながらですね、何時までもこの袋掛けの 1 時間とか、パラフィンの云々とか。こう云ったものを事細かに掲載するのは如何なものかと云う風な事でございますので。</p> <p>取り敢えずはですね「詳しくは JA 東郷果実部の方へ」で、協定を作っておりますので、そちらの方へ準ずると云う風な事でお問い合わせをお願いしたいと云う事でしております。</p> <p>従いまして、主だったものでこの 4 項目「果樹剪定」「SS 防除」「棚張り」「ビニール張り」。これもですね、特殊作業でございますので本来はそこに載せる必要はないとは思うんですけども。まあ、取り敢えずは、一偏に消しちゃうのもちょっと酷だろうと云う風な事で、この件については載せております。</p> <p>と云った事でございます。皆さんの方から色々、慎重にご検討して頂きましてですね、ご意見等がございましたら、ご質問等がございましたら、どうぞ発言をしてください。どうぞ。</p> <p>じゃあ、ちょっと聞いて見ましょうか。</p>
	<p>河井推進委員</p>	

<p>議長 河井推進委員</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>どうぞ。河井委員どうぞ。</p> <p>実は私、出てないものですけどもね。この改正案、こっちを見るもんか、6-2を見るもんか。と云うのは、今話したようにこの「畔草刈り」って云うのがね、前無かったんですわ。今、こう出来てるから、農協関係で出たもんだから。どう云う事かな。</p> <p>それでは、説明を。</p> <p>提案をさせていただきました表としては6-1です。6-2の方は審議の経過が分かる様にと云う事で参考で付けさせている分が6-2で。決定をしたいなと思ってるのは6-1の方。</p> <p>草刈りについては、乗用モアとかで頼まれて草を刈られる方も中にはいらっしやると云う事で、表の中に入れて欲しいと云う声がありましたので、農協さんの方に「賃金の表、どうですか。」とお願いをする時に乗用モアのことについても「金額を決めて頂けませんか。」と云う事でお願いして出して来てもらいました。よろしいですか。</p>
<p>河井推進委員</p>	<p>事務局</p>	<p>いや、聞いているのはね、結局、この6-1の方は載って無いもんだし、6-2はこう載っとるんだから。乗用モアとか何かじゃなしにね。「畔草刈り」1時間1,650円、こう出とる訳だがなあ。これは何でかと云う。そう云う事です。モアだろうが1時間当たりの単価だからな。モアとかそう云う問題じゃなくて。</p> <p>載せるならね、この6-1に載せた方が良いじゃないかと思う。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>はい。どうぞ。</p> <p>6-2の方、去年までの表は「畔草刈り」と云う事で表現をしておりましたけども、「畔草刈り」と云う事で「水田」の方に載ってますよね。「畔草刈り」は。それで1時間ナンボと云う風にしてありますけども。</p> <p>農協の方に、それで今年お願いをして挙げて来て頂いた中に当然「田んぼの畔草刈り」として1時間1,650円ですよ。それで果実の方からも「草刈り」と云う事で1,750円と云う事で挙がって来ました。</p> <p>だから、果実の方から挙がって来るって云う事は、基本的には果樹園での草刈りと云う事にはなろうかと思えますけども。畑での草刈りと云う風にも、畑の畦草刈りでも同じ事でしょうけどもね。</p>

	<p>河井推進委員 議長 河井推進委員 議長</p> <p>事務局</p> <p>河井推進委員 議長</p>	<p>田んぼの畔と畑の畦と、アゼと云っても2種類ありますが。何れにしたって草刈り作業が片方1,750円だし、田んぼの方は1,650円。金額に違いがあるのはおかしいだろうって事で、まずはそう云う事で。それだったら高い方に合わせんと辻褄が合わんだろうなって事で6-1の表に「草刈り作業」で時間1,750円としてるのが、字が小さくてあれなんです。</p> <p>これ、畔草刈りをする場合に適用して頂く金額。それだけではなしに、普通の畑の草刈りを刈払機で刈る作業は全て適用して頂いたら良いなと云う事で、その様な表現に変更をさせて頂きました。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>良いですか。</p> <p>良いです。</p> <p>いや、私はね、あまりこんな事細かに明記せんでも良いと思ってるんだ、本当は。こんな細かく。だから例えば、こう云う所で「畔草」って云う様な所は割愛して、この草刈り全体は果樹の方に持って下ろすとか、そう云った風な大胆な事でも良いと思ってるけども。</p> <p>あんまり事細かに書きちゃうと説明する方がね。えらくなる、かえって。あの時はどうだ、この時はどうだとか。自走式で刈ったとか背負いで刈ったとか。</p> <p>あんまり細かくしちゃうとな。今度はこっちの対応が大変になるから。本当はこんなの無くて良いんだけど。私はそう思う。だけどもこう云う風に提案してあるから。</p> <p>すみません。それで、この度6-1の表は田んぼだ果樹だと云う区割りを無くして、上の所に持って来て、「一般作業」の次に「草刈り」と。これ、田んぼ作業であろうと、果樹の作業であろうと、普通の畑の作業であろうと、そこを適用してくださいよと云う意味で「水田」の上に付けております。</p> <p>それから2種類にして、「1時間」と云うのは、結局は「人が歩きながら作業をする機械が1時間ナンボですよ」、それで「10アール」って云うのは「これはあくまで乗用の草刈り機ですよ」と云う事の表現で書かせて頂いております。そう云う意図で書いておりますので、問い合わせがあったら、そう云う風に皆さん伝えて頂ければと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>ここにちゃんと書いてありますからね、「両方で話し合っ決めてください」って。</p> <p>確かに皆さん難しいと思うんですよ。乗用のモアでもね、田んぼみたいな所を刈るのと、果樹</p>
--	--	--

	<p>土海職務代理 議長</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>土海職務代理 議長</p> <p>事務局 議長</p> <p>河井推進委員</p>	<p>園の中を刈るのと全然違うんですよ。作業の内容は。 だからね、もうちょっと慎重に審議してもらいたいなと云う風な事をね、この次の年はね。と云う風に思います。</p> <p>ちょっと良いですか。</p> <p>どうぞ、土海職務代理どうぞ。</p> <p>今この話の続きですけど。モアの基準ですけども、6,000円。これ、どう云う根拠で。根拠はどうですか。この中に審議に出られた方、補足説明できる方、誰かおられる。</p> <p>これはね、水田の方では金額は出なかったです。</p> <p>それでこれは果実から出てます。</p> <p>やっぱり使い勝手が良い様に、結局はして行きたいんだ。</p> <p>と云うのは下の方に「SS」の事が書いてありますね。この中に備考に細かい事が書いてあるんですわね。こう云う様な事を書いてあれば分かり易いのになと思いますけどもね。</p> <p>さて、ここの所、どう云う風に取り計らいしようかな。</p> <p>単純に考えて6,000円だと云う風に考えるけど。もしも、そう云う風に聞かれた時にね。土海職務代理は、どう云う風な表示方法が良いと思われる。</p> <p>これでも良いですけども。</p> <p>これでも良い。</p> <p>根拠を聞かれた時にね、どう説明したら良いのかなと思ってですけどね。</p> <p>そこの所はどう。その、諮問に出した回答の中で。その辺は聞いてない。</p> <p>農協さんの設定金額をそのまま持って来てる。</p> <p>やっぱりそこには、納得の行く説明が伴っておらんな。大体がな。</p> <p>だから、今まででも大体「今年ちょっと上げようや」とか、そう云う風な根拠で、積算根拠ですると説明がつかない様になっちゃう。</p> <p>今年はお出でなかったけど、今まで出た経験から言うとね。もちろん湯梨浜だし、それから近隣の所を勘案して考えて、それなりに出して。じゃあ湯梨浜は高いとか安いとかでなしに、やっぱり中間で合わせた様な形でね、出してます。</p> <p>それでそれを見て、まあ一応最近出来た「ロールベラー」なんかは新しいもんですしね。北</p>
--	---	--

	<p>議長 河井推進委員 議長</p> <p>山田委員 議長 山田委員</p>	<p>条なんかの方は早かったですし。そう云う情報を見比べて。それで高いだとか安いだとか。それから今の、燃料の高騰とか。そう云うのを合わせて。ただ上げたではなく、やっぱりその考えを調べたりしないといけない。</p> <p>だけど今の「草刈り」、ちょっと、出てなかったけど初めて出て来たものだからね。聞いた訳でして。だけど内容が分かったし。</p> <p>そう云う様な形で会議を進めております。</p> <p>じゃあ取り敢えずは、その諮問委員会の会議に出られたんですね。</p> <p>いや、出てなかった。出てないので分かんず。</p> <p>その諮問会議に出てる人がおられないから、内容がちょっと良く分かんず。</p> <p>それでは時間ばかりくってもいけませんので、取り敢えずは採決を取ります。</p> <p>まず黄色の所ですね。「一般作業賃金 1 時間 900 円」、これはどうですか。OK ですか。賛成の方挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手。</p> <p>次に、問題の所ですね。今、お話を進めている所。「肩掛・背負刈払機、自走畔草刈機 1 時間 1,750 円」。この掲載で良いと思われる方、それとも何かご意見がある方、どうぞ。討論式で行きたいと思います。</p> <p>良いですか。このままで良いですか。</p> <p>それでは十分に考えられたと思います。採決を取ります。「刈払機」の所「1,750 円」。この記載方法で良しと思われる方、挙手をしてください。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。全員賛成。それではこのままにします。</p> <p>次、次の 3 行目「乗用草刈機・乗用モア使用 10 アール 6,000 円」、この表現方法にご意見のある方、伺います。</p> <p>ちょっと。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>トラクターの後ろにこうやって土手なんか刈るヤツがありますが。田んぼに面してウチ、川土</p>
--	---	---



<p>議案第 43 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について</p>	<p>議長 山田委員 議長 事務局</p> <p>議長 山田委員 議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>手があって。川土手も刈らんといけない様に思われる人が、出来ないのです。</p> <p>ああ、北野さんが持ってたな。</p> <p>ああ云うヤツもこれに含めてるんですか。</p> <p>あれは何台も無いからな。</p> <p>事務局の考えとしては、アレこそ本当に相対で金額を決めてもらわんと。ちょっと、ナンボと云う言い方が出来ないんじゃないかと思うんです。</p> <p>そうしてもらいましょう。相対で決めてもらいましょう。</p> <p>はい。</p> <p>そう云う特殊な機械は。</p> <p>じゃあ、採決を行います。「乗用モア使用 10 アール当たり 6,000 円」、この記載方法で良いと思われる方、挙手してください。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。それではその様にします。</p> <p>それから黄色く塗ってございます。「代かき 7,000 円」、この表現方法で良しと思われる方、挙手してください。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。</p> <p>参考までにですね、農協の果実部の協定賃金表は、こう云う表現方法で良いと思われる方は挙手してください。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。それでは、こう云う事で決定します。</p> <p>そう致しますと、まとめますが、6-1 の「令和 5 年農業労働賃金等標準額表」、このたたき台で決定をすると云う事になりました。よろしゅうございますね。</p> <p>それでは次に、議案第 43 号の「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を議題とします。説明してください。</p> <p>議案書最終頁でございます。議案第 43 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。</p>
--	---	---

	<p>議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 4)</p> <p>資料は 4 をお願い致します。資料 4、1 頁目が農地から非農地へと地目を変更する土地の一覧です。位置図につきましては資料 4 の最後の頁、5 頁をお願いします。</p> <p>ちょっと見難いんですけども。見難いんですが、赤い縁取りをしておる所の土地になります。この図面、左上に東郷ダムがありまして、東郷ダムの水源の 2 つの谷筋にこの度の土地がございます。東郷ダムの奥ですね、結局は。</p> <p>それで資料 4 の 2 頁目 3 頁目 4 頁目がそれぞれの土地を大きくした測量図でございます。現実的にはもう、事実上農地として活用されていない場所の土地でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>こうやってですね、議案第 43 号。こうやってね、皆さん、東郷ダムのドンドン・ドンドン奥の方です、これね。こんな所、田んぼがあるんだと云う事ですわな。今更ながらに驚く訳でございますけれども。</p> <p>それでは、こう云った資料を見ながら皆さんの質疑を受けたいと思います。皆さん、質疑はございますか。</p> <p>ちょっと聞いてみましょうか。</p> <p>はいどうぞ。どうぞ河井委員。</p> <p>地籍調査と云うのは、役場職員がするの。誰がする。</p> <p>じゃあ地籍調査について、説明してください。</p> <p>地籍調査って云うのは、東郷庁舎の方に地籍調査班って云うチームが、町民課の部局の出先になりますけども地籍調査班と云う部署がございまして。</p> <p>そこが業者に委託しつつ、役場の職員と業者が事前に草刈りをして、ある程度の仮杭みたいなのを打って。地権者の方々に同行して頂いて境界を確定させて杭が打たれました。それで、その杭を打った所をきちっと測量を、業者の方が測量して成果としてこうやって挙がって来ると云う流れですね、簡単に言うと。</p>
--	--	---



5 閉会	議長	<p>担当：蔵本孝広 委員、横川 力 委員、河井勝重 推進委員</p> <p>○ 建議書について（町長への建議書提出）</p> <p>12月15日（木） 午後1時集合、午後1時30分～午後2時30分</p> <p>場所：役場本館3階 議会会議室</p> <p>○ 令和4年農地賃貸借料情報について</p> <p>○ 令和4年農地売買価格情報について</p> <p>そう致しますと、以上を持ちまして本総会に付議されました案件は、総て終了致しました。それでは皆さん、ご起立をお願いします。</p> <p>以上を持ちまして、令和4年度第9回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。ご苦勞様でございました。</p> <p>（閉会 午後4時51分）</p>
------	----	---